

# 「糞土研究会」会則

2018年12月1日改定版

## I. 総則

1. 名称 本会の名称は、「糞土研究会」、英語表記は「NOGUSOPHIA INSTITUTE」とする。
2. 設立年月日 本会の設立年月日は2006年7月1日とする。
3. 事務局 本会の所在地および事務局は、事務局長宅とする。
4. 目的 本会は生物多様性の保全のため、糞を土に返すことの普及と研鑽、および会員間の交流を目的とする。
5. 運営 本会は最高議決機関として、役員会を置く。なお、会員総会を行わない。

## II. 役員

1. 種類と人数 本会には正会員の中から次の役員を置く。  
(1) 代表 1名  
(2) 事務局長 1名
2. 選出 役員会にて選出し、本人の承諾を得なければならない。
3. 任期 2年とする。ただし再任を妨げない。

## III. 役員会

1. 役割 事業および予算の執行、会費額についての決定を行う。
2. 開催 代表は年度終了後、速やかに定時役員会を開催する。また、必要に応じて、役員会の招集により、臨時役員会を開催する。
3. 成立 全役員の出席をもって成立する。ただし、委任状、および通信による遠隔からの出席も可能とする。
4. 議決 各議案は役員総数の過半数で可決される。ただし、同数の場合は、代表の裁量に委ねる。

## IV. 会員

1. 種類 本会の会員は、「正会員」のみとする。
2. 入会 事務局長へ入会届を提出し、年会費の納入をもって入会とする。ただし、役員会の決定により、年会費を特別に免除する場合がある。期の途中の入会であっても、年会費は減額されない。
3. 退会 事務局長へ退会届を提出すれば、自由に退会できる。ただし、納入済み年会費の返却はしない。期限までに年会費の納入がない場合は、自動退会となるが、入会届の再提出で再入会が可能。また、役員会の決定で退会させることもある。
4. 提言 会員は議決権を持たない代わりに、代表または事務局長宛てに会の運営についての提言をすることができる。

## V. 会費

1. 年会費 事務局長は会報にて年会費納入の期日と方法を全会員へ周知し、会員はそれに従って会費を納入する。なお、年会費の額は将来変更される可能性があるため、前納はできない。
2. 変更 会費の変更は、役員会の承認を受けるものとし、会費に変更が生じた場合は、翌事業年度開始前に会報にて全会員に変更内容を周知することとする。

## VI. 会報

1. 発行 会報は年に1回以上発行し、全会員へ届けるものとする。発行回数は役員会にて決定する。
2. 編集 定時役員会にて年度ごとに編集担当者を指名し、会報の内容は編集担当者の裁量で決定できるものとする。

## VII. 会計

1. 事業年度 本会の事業年度は、10月1日より9月30日とする。
2. 報告 事務局長は定時役員会に当該事業年度の決算報告を行い、承認を受けるものとする。また、毎年度、会報にて会員へ決算報告をする。
3. 使途 役員会にて決定する。

## VIII. 会則

1. 改定 この会則の改定は、役員会の承認を受けるものとし、改定した場合は、直近の会報にて全会員に変更内容を周知することとする。